

2.1春闘学習決起集会、2.16-17単産代表者合宿で春闘勝利・2条例反対・思想調査と権利侵害を許さないたたかいを意思統一

大阪労連民間部会

大阪労連民間部会は2月1日(水)、エルおおさか研修会議室を会場に春闘学習決起集会を開催、45人が参加しました「社会保障・税一体改革」についての学習会で、講師の総合社会福祉研究所事務局長の黒田孝彦氏は、消費税そのものの問題点や野田内閣・財界の狙いなどを明らかにし、最後に「財源難は、ごまかしであり、何が何でも消費税を導入するための議論として喧伝されているのではないのでしょうか。『わたしたちは騙されない！1%の富裕者のための政治や経済はもうやめよう』を打ち出しましょう。」と強調されました。

その後、各単産の春闘での重点要求やたたかいを交流し、春闘勝利に向けての決意を固めあいました。

また、2月16日(木)から17日(金)にかけては、サンヒル柏原を会場に10単産19人の参加で、代表者(単産幹部)合宿を開催しました。



例年は、春闘時の民間部会としてのたたかひの方針を深めることを目的としてきました。今回は、橋下・維新の会のすすめる教育基本条例・職員基本条例と、橋下大阪市長が強行している憲法違反の思想調査である「職員アンケート」、そして労働組合事務所撤去通告という、府民・市民や公務労働者に向けられている攻撃に対し、「民間部会とし

てのたたかひ」の展開をめざして開催しました。

初めて、大教組から家串副委員長・自治労連から荒田書記長の2人が宿泊も含めて参加いただき、たたかひの現状や今後の公務・民間一体となったたたかひについて、深夜まで熱い論議で貴重な交流・相互激励をすすめ、2012年春闘勝利と共に、2条例制定と労働者間権利侵害を許さないたたかひへの意思統一の場となりました。



比例定数削減反対！ 民意が反映する選挙制度へ

大阪労連・憲法闘争本部

2月28日、大阪労連・憲法闘争本部が国会会館で学習会を開催し、10組織から15人の参加がありました。本部長の川辺大阪労連議長からのあいさつに続き、講師の西弁護士(憲法会議副幹事長)からの講演が行われました。西弁護士は、橋下の大阪市アンケートを通じて、戦前の歴史によく似ている情勢と語り、だからこそ民主主義を守る、憲法を守る運動を強めていこうと訴えました。また、いま、民主党が比例制数の削減に執念を燃やしているが、国会で選挙制度について各党が議論をしている。この状況をチャンスにとらえ、民意が反映される選挙制度にしていくために私たちが大いに議論を広げていく事が大切であると語り、小選挙区制や比例連用制、並立制などの選挙



制度の解説がされました。参加者からは、地方政治の選挙制度のあり方、ドイツなどの小

選挙区比例代表併用制や政党助成金についてなど、質疑応答がされました。

最後に、各組織で大いに学習をすすめ、職場からの署名集約のテンポを強めていく事が確認され学習会は終わっていきました。

税と社会保障の一体改革反対 年金下げるな 2.15 集会

年金者組合

年金者組合大阪府本部は全国統一行動として 2 月 15 日に天満橋から谷町 4 丁目の官庁街を中心に宣伝行動、集会、近畿厚生局に向けてのデモ行進を行い、160 人が参加した。集会では、「消費税が上がるとき、いつも福祉のため、高齢者のためといていたが、納得いかない。私たちは微力ですが、無力ではありません。頑張りましょう」と力強い決意表明が相次ぎました。特例水準解消のための 2.5% の年金引き下げをするなど、近畿厚生局へ請願署名を提出しました。



労働者国民の暮らしにいつそうの困難をもたらす国家公務員の賃下げ法案強行に断固抗議する

第180回通常国会で審議されていた「賃下げ法案」は29日、参議院本会議で採決され、共産・社民を除く各党の賛成多数により可決、成立しました。公務部会の各単産は、賃下げ法強行への怒りを力にして、公務労働者の賃金・労働条件改善、労働基本権の全面回復にむけてたたかう決意を新たにしました。

全労連公務部会・公務労組連絡会では、法成立後ただちに幹事会の抗議声明（別掲）を発表、消費税増税・社会保障制度大改悪の「一体改革」に反対する国民的な運動と固く連帯し、労働者・国民の要求前進にむけて奮闘する決意を内外に明らかにしました。

～労働基本権の全面回復を求める・使用者責任を放棄した野田政権は退陣を～

「公務員賃下げ法」の成立強行にあたって（声明）

2012年2月29日

全労連公務部会・公務労組連絡会幹事会

1、国家公務員の月例給・一時金を11年人事院勧告にもとづき昨年4月にさかのぼって0.23%引き下げたうえ、さらに2年間にわたり平均7.8%まで賃下げする「給与臨時特例法」（賃下げ法）は、2月29日の参議院本会議で共産・社民を除く各党の賛成多数で可決・成立した。

公務労働者に大幅な賃下げをせまり、12春闘の民間の労使交渉ヤマ場直前をねらった法成立は、公務・民間の賃下げの悪循環をも加速させる。景気をさらに冷え込ませることに加え、野田内閣がねらう消費税増税の突破口となる「賃下げ法」の強行は断じて容認できるものではない。

2、「賃下げ法」の出発点は、民主党のマニフェス

トである公務員総人件費2割削減のため、菅前内閣が国の財政悪化を口実にマイナス勧告の「深掘り」をねらったことにある。それが、昨年3月の東日本大震災後は、被災地復興のための財源捻出に理由がすり替えられ、野田内閣に代わってからは、消費税増税の前に「みずからの身を切る」ことへと口実は次々と変わっていった。

数々の詭弁を弄しても、政府提出法案は審議入りさえかなわず、そのあげく、政府は民主・自民・公明の修正協議に扱いをゆだね、その結果、11年人勧の実施をはじめ、地方公務員給与への波及について附則に加えることをふくめて自民・公明の主張を「丸のみ」し、議員立法による法案はわずかばかりの審議で成立が強行された。

使用者責任を放棄した政府、密室の談合で法案提出を強行した民主・自民・公明の3党に対して、満身の怒りを込めて抗議するものである。

3、法成立までの経過は、憲法で保障された公務労働者の労働基本権を幾重にも蹂躪するものであった。人事院勧告制度下においても、政府が「自律的労使関係の先取り」と強弁し、一部の労働組合との「労使合意」を手がかりにして、国公労連との交渉は決裂させて法案の提出を強行したこと、その後、人事院勧告が出ると、勧告の内容は賃下げ法案に内包されているとする理解しがたい口実で勧告の実施を見送ったことなどである。

極めつけは、何ら法的根拠を持たない一部の政党間協議で、当該労働者の意見を聞くこともなく、議員立法で法案提出を強行したことである。国会議員が自由に法律をつくって賃金・労働条件を決められるならば、公務労働者はまったくの無権利状態に陥ることとなる。

いま、大阪では「教育基本条例」「職員基本条例」がねらわれている。選挙で選ばれた議員や首長が、法律や条例をつくれば有無を言わず公務労働者を支配できるとする身勝手さは、同じ根でつながっている。

われわれは権力者の奴隷ではない。憲法でさだめる諸権利を有し、「国民全体の奉仕者」として誇

りを持ってはたらく公務労働者である。政府に対して、国会提出されている協約締結権回復をはかる諸法案のすみやかな審議入りはもとより、労働基本権の全面回復を強く求めるものである。

4、幾多の貴い命を奪った東日本大震災から1年が経とうとしている。いまだに本格的な復興にはほど遠い被災地で、公務労働者として、今後、長期にわたる復興作業・被災者救援の先頭に立って奮闘する決意を新たにす。その点でも、野田内閣が、社会保障・税の「一体改革」と「行政改革」とを「車の両輪」に位置づけ、公務・公共サービスの切り捨てをねらっていることは断じて認められるものではない。

公務労働者の使用者としての資格もなく、国民には消費税増税、社会保障制度大改悪で耐え難い痛みをせまる野田政権は、即刻退陣すべきである。

「賃下げ法案」提出から半年以上にわたって国会審議を許さなかったことは、法案自体の道理のなさとともに、公務・公共サービス拡充の要求と一体で訴え、国民の間に賛同をひろげてきた運動の貴重な到達点である。全労連公務部会・公務労組連絡会は、「一体改革」阻止など国民的なたたかいと固く手を結んで、労働者・国民の生活と権利を守るために、本格化する12春闘のたたかいに全力をあげる決意である。

以上